

Q&A（益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金制度）

Q1 合理的配慮の提供とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。

※ 障害を理由とする差別の解消に関する法律（以下「障害者差別解消法」）の改正に伴い、令和6年4月1日から行政機関等だけでなく、事業者※1に対しても、合理的配慮の提供が義務化されます。

※1 事業者

目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。また、ボランティア活動をするグループなども事業者に入ります。

Q2 どのような団体が補助対象となりますか？

不特定多数の方が利用し、障がいのある方の利用が見込まれる市内の施設において、コミュニティ活動等※2を行う団体※3が対象となります。

※2 コミュニティ活動等

一定の地域を拠点として行う、営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参画活動

※3 団体

地域住民により、自主的に結成された地域住民グループ、ボランティア団体又は特定非営利活動法人等の非営利団体等

Q3 どのような事業が補助対象となりますか？

コミュニティ活動等を行う団体が、所有又は通年で管理する施設に対して、合理的配慮の提供ために実施する次の内容となります。

※特定の期間や特定の方を対象とした費用を補助するものではありません。

①コミュニケーションツール（点字案内、会話ボード等）作成及び物品（折り畳み式スロープ、滑り止めマット等）購入

②バリアフリー化を目的とした工事（簡易スロープ、手すりの設置等）施工

Q4 複数回の申請は可能ですか？

一つの補助対象団体につき、次の区分それぞれについて、1回限りの申請となります。ただし、各区分は同時に申請することができます。

区 分	補助率	補助限度額
①コミュニケーションツール作成又は物品購入	1/2	10万円
②工事施工		20万円

Q5 本補助制度はいつまで実施されますか？

令和8年度末（令和9年3月末）まで実施予定としています。

合理的配慮の提供が事業者に対して義務化されることから、事業者が主体的に実施することが求められています。市としては、3年度間で本補助制度を実施することによって、合理的配慮の提供を推進することとしています。